

第1回計画策定・推進部会 会議録

日時：平成25年2月12日（火） 午後1時30分～午後3時30分

場所：大阪市役所7階 市会第6委員会室

古松担当係長：開会

出海障害者施策部長：あいさつ

古松係長：出席者紹介、資料確認 他

【議題1 座長の選出について】

中島障害福祉課長：本日、この部会の最初の会ということなので、座長の選出をお願いしたいと考えている。事務局としては、これまで部会で座長をお願いしていた三田委員に引き続きお願いしたいと考えているが、いかがだろうか。（異議なし。）異議なしというお声をいただいたので、三田委員に引き続き座長としてお願いしたいということで進めさせていただきたい。また、この部会の副座長については、三田座長からご指名をいただきたいと思っているので、よろしく願います。

三田座長：ご指名いただいた大阪府立大学の三田と申します。どうぞよろしく願います。副座長の選任ということだが、昨年度も一緒にやらせていただいた辻委員にぜひ副座長をと思っているが、いかがだろうか。（異議なし。）

そうしたら、ここからは進めさせていただく。障がい者施策が、いろいろと国の方も変化が激しく、結論としては、この春から障害者総合支援法という名前で施行される。計画も、23年度にこの24年度からの計画を策定したのだが、国の様子とも絡めながら、どう変化するかという部分も残しているのだが、いずれにしても、今日は進捗状況を皆さんと共有しながら、ちょっと先の話だが、平成27年度からの次期の障がい福祉計画の策定や障がい者支援計画の中間見直しを進めていく必要がある。また、今日の議題にもあるが、資料も送らせていただいていると思うが、計画の策定や見直しに先立って、生活実態を把握するということが必要になってくる。大阪市の障がい者施策の推進に向けて、このデータなどを元に、皆さんから今後に向けてのいろいろなご意見をいただければと思っている。時間が限られているが、どうぞ忌憚のないご意見をいただき、会議の運営に当たってはご協力いただければと思う。今年度から参加の委員もいらっしゃるが、遠慮なくいろいろなご意見をいただければと思うので、よろしく願います。

辻副座長：副座長に選出いただき、座長を支えていけるように頑張りたいと思っているので、よろしく願います。

三田座長：そうしたら、議題をご覧いただければと思う。議題がたくさんあるが、議題2と3が関わってくる一緒の内容かと思うので、あわせて説明を事務局から願います。

【議題2、議題3について】

中島課長：（資料1、資料2により説明）

三田座長：ありがとうございました。スミ字でも追いかけるのが大変なのに、山野委員、大丈夫ですか？最後の福祉ホームのところは、資料2の終わりの方だと思うのだが、点字で何ページか？

中島課長：福祉ホームのところは、…。

山野委員：パソコンでテキストでは送ってもらっているので、テキストでざっと目は通すのだが、これを見たら、何ページかというのは、もう追えない。

三田座長：課長が焦って言っているから、ページ数を追っていたらもう次に行ってしまうみたいな感じで、大変申し訳ないのだが、ありがとうございます。今のところでご質問、ご意見があればぜひお願いしたいのだが、いかがだろうか。

古田委員：別紙でペーパーを出させていただいているので、補足で意見を述べさせていただきます。支援計画だが、市営地下鉄とバスについて、この間、民営化でパブリックコメントがされているかと思う。それで、ちょっと気になることを書かせていただいている。今まで大阪市では、エレベーター設置補助とかワンルート確保、ノンステップバス導入、無料パス等、積極的に交通の問題の施策展開を進めてきていただいたが、平成26年度からバスの民営化、27年度から地下鉄民営化が予定されていると伺っている。民営化に伴って、今後の動きが大変危惧されている。この間のやり取りでは、かなり、交通局の後ろ向きの回答が続いている。民営化されたとしても、現行の障がい者支援計画で示されているワンルート確保、バスのノンステップ化、この辺は大体済んできていると思っているが、これから民営化された以降も、こういうことが続けられるのか。あるいは、可動式ホーム柵の設置の検討が、莫大な費用がかかるとか、列車の停車時刻に隙間がないからみたいな感じで、かなり後ろ向きの回答が目立ってきている。可動式ホーム柵の設置の方針が揺らぐことはないのか。また、無料パスが見直されることはないのか。特に、ホーム柵については、現行の障がい者計画の文言どおり、すべての路線を対象に課題を整理し、条件の整

った路線から整備に向けた検討を進めるということによって変わらぬのか。これらを必ず進めるとともに、無料パスもぜひとも継続していただきたいと考えている。

それから、人にやさしいまちづくり整備要綱だが、バリアフリー法やユニバーサルデザインの理念を踏まえた見直しは、確か新年度内に行われる予定だったと記憶しているが、この方針に変わりはないか。また、この間調べていたところ、障がい者が居住するマンション、1棟で50戸以上がバリアフリーの対象といたら、ほとんど対象にならない。10戸、20戸ぐらいの小さなマンションに住んでいるので、人やす要綱の見直しに際しては民間住宅のバリアフリー整備対象の小規模化というものを必ず進めていただけたらと思う。

それから、教育諸条件の整備・充実ということでは、小中学校の特別支援教育補助員、教育活動支援員の配置人数について記載がないように思うが、これは支援計画にも書かれているので、必ず数値を入れていただきたいと思っている。また、この間、配置が増えていると聞くのだが、今後の増員の方策を検討していただきたいし、今日、もし答えられたら答えてほしい。それから医療的ケアが必要な児童・生徒が増えていることから、看護師資格を持つ者の巡回のほか、引き続き学校全体で理解を支えるための教職員研修を進めていただきたいと思う。

総合支援法が4月から施行されるのに伴って、難病の方が対象となるということで、丁度本日、国の会議が開かれているのではないかとと思うが、難病の相談窓口での周知や区役所への周知、当事者団体への周知についても答えていただければと思う。

交通局・木田総務課長：ただ今、古田委員から何点かご質問があったので、一つ一つ説明させていただく。まず、民営化だが、実施時期もさることながら、民営化の手法が若干異なっている。バスについては、現在路線が132系統あるのだが、それを88系統に見直して、それを民間に委譲する。できたら来年度の早い段階で公募して事業者を募るという手法を考えている。一方、地下鉄については、今までの交通局が、身分が公務員から民間会社になるということで、若干手法が異なっている。そのうえで説明させていただく。

まず、これまで、バリアフリーに関する施策については、先駆的に取り組み、ご案内のとおり全駅、エレベーターによるワンルート確保をされている。また、バス車両のノンステップ化は、昨年4月1日をもって全車両のノンステップ化を達成した。そのバスのノンステップ化だが、今後、事業者を公募となっているので、今後、公募する際に、原則としてバスの更新の際にはノンステップバスの導入に努めるということをお募の際の評価対象にし、できる限りそういう事業者の選定の参考にしたいと考えているところだ。それからワンルートの確保だが、すでにエレベーターの全駅達成ができているのだが、今後、2ルート目の整備だとか、あるいはエスカレーターの整備といったことも、いろいろご要望いただくこともあろうかと思う。今後、民営化ができれば、経営の効率化なり多角化を図り、収益を上げることにより、自らの責任によって投資が可能になると考えているので、バリアフリー経路の改善を図るための新たなエレベーター整備とか、利便性向上のためのエスカレーター整備についても、お客様の声を十分にいただきながら、利益を還元するために取り組んでまいりたいと考えているところだ。

可動式ホーム柵の問題だが、先ほど古田委員から、この間後ろ向きな回答がどの指摘を頂戴したが、実は、昨年度、長堀鶴見緑地線の全ての駅に可動式ホーム柵の設置が整ったのだが、ホームの幅の問題もあったのだろうが、それまでのダイヤが相当乱れているということがわかってきた。15秒から30秒の遅れが出ているというのが、まさしく事実として出ている。従って、今後、平成26年度には千日前線、平成31年度には御堂筋線の導入を目指しているところであるが、まず、事業者としては、お客様の安全が第一であるということと、お客様を大量に安全にご利用いただくといった点から、非常に苦慮しているというのが実態だ。そういう実情があるので、おそらく、古田委員の方には、そのあたりのニュアンスが相当出たのではないかと、説明させていただきたいと思っている。なお、ホーム柵の問題については、やはり安全に関しては企業の存続にかかわる重大な問題であり、民営化になっても、安全対策やバリアフリーの水準が低下するというよりは、むしろ、十分な水準が確保できるものと確信しているところだ。千日前線は26年度の設置予定で導入を進めているし、御堂筋線については、ご案内のとおり、転落・接触件数が他の路線と比べて最も多いということは重く受け止めているので、平成31年度を待たずに、できるだけ早期に効果が現れるよう、先ほど申し上げたような課題を踏まえて、さまざまな手法を検討しているところだ。また、その他の路線についても、相互直通運転している相手の車両改造などの問題もあるのだが、今後、条件の整った路線から整備に向けて検討を進めてまいりたいと考えているところなので、その点、よろしくご理解をいただくよう、お願いする。

なお、敬老パスの問題については、福祉局から継続すると聞いているので、その点の問題はなかりょうと思っているので、その点もよろしくお願いする。

古田委員：バスについては、公募の時に評価点数に盛り込むみたいな感じだが、それだったら、やらないところが通る可能性もある。もっと強い縛りをしてもらいたいと思う。必ず、今のご時世、ノンステップ化でできるようにしていただきたい。ホーム柵で停車時間が長引くという問題だが、東京では、もっと利用客が多いのに、うまくいっているのではないか。その辺はもう調べたのか？

木田課長：もちろん他都市の事例研究などもしているが、東京と大阪では、焦るというか、マナーが少し違うという点もあって。（東京はマナーが悪いのか？）いや、良い。整列をきちんとしていただいているが、むしろ、私どもは一気に殺到するという側面があって、長堀鶴見緑地線でさえダイヤが乱れているということを考えると、1日百万人を超える利用をいただいている御堂筋線に、本当に導入してお客様の安全とダイヤが守れるのかといったことについて、事業者として一番重大な問題だと思っているので、そういう点で、今、さまざまな手法を検討しているということだ。ご理解をいただくよう、よろしくお願いする。

古田委員：全路線に付けていくということについては、既定方針どおりということで確認してよいか？

木田課長：それは、そのとおりだ。

古田委員：視覚障がいの方も車いすの利用者も、毎年転落事故や死亡事故が相次いでいるので、必ず全路線に早く付けていくと。特に御堂筋線などは、先ほども答えていただいたように、31年を待たずに付けていくということであるのなら、いつまでにどういう形で進めていくのか、明確に示していただきたいと思うが、いかがか。

木田課長：現時点では、先ほど申し上げたように、まずは31年度を待たずにできるだけ早くという方向で考えているが、具体的にいつまでというところまでは現時点ではできていないので、今後、課題の解決を踏まえて検討したいと思っているところなので、ご理解いただくよう、よろしく願います。

三田座長：マナーがあまり良くなかったら、それこそ急がないと、逆にちょっと怖いかもしれないが。

山梨委員：今の話だが、民営化になった時にそういう条件をつけているが、本当に守らせるのか？確実にやれるのか？というのは、今の私鉄関係、全然進めていない。そういう現状を見たら、それを民営化してしまったら、それに倣えという形で、そのつもりでいるのだけれどと言って済むのではないか。間違いなくきちっとできるのか、ものすごく心配だ。公的な機関で運営しているということは、市民の利便を図っていくという形で、損得関係なしで進めてくれていると思う。ところが民営にしてしまうと、当然、もうからないとやらないということになってくる。なぜ、こういう形に持っていくのかと思う。非常にこの点が疑問だ。運営の仕方が悪いというのだったら、本来、そのプロフェッショナルな人を入れて運営してもらえばいいわけだ。その辺、言いましたけれどもということになる可能性が強いような気がするが、間違いなくそのようにしていただけるのか？

木田課長：今、地下鉄・バスに関しては、一般会計から200億を超える補助金をいただいて事業としての存続がなっているところだ。しかしながら、一般会計の財政状況が厳しいということを考えると、今まさしく地下鉄とバスをそれぞれ分離して、なおかつ、それぞれ自立した経営が必要であるという方針の下で、現在、民営化に関する素案、私どもの考えをまとめて、公表しているところだ。民営化すると、これまで公営企業として取り組んできた施策が後退するのではないかというような指摘だと思うが、むしろ、民営化しても、安全対策、あるいはバリアフリー対策といったことは、事業者にとって最重要な課題と認識している。むしろ、これまで公営企業として取り組んできた安全対策なり、バリアフリー施策が、民営化しても決して揺らぐことのないような、むしろ、他都市の公営交通や他の民間鉄道事業者よりも進んだバリアフリー施策を、これからも引き続きやっていると確信しているので、その点は心配いただく必要はないと思っている。また、さまざまな意見を今後ともいただければと思っているし、そのようなことのご指摘をいただかないよ

うに、事業の効率的運営とともに、お客様のニーズに合うような施策に取り組んでいきたいと考えているので、よろしく、引き続きご指導いただくようお願いする。

山野委員：今、安全対策とかバリアフリーとかおっしゃったが、実際には、各障がい者団体に意見を求めるとか、民営化に関する話もなかったし、可動柵の問題は絶対に後退することがあったら困る。アンケートを実施しているが、私がたまたま2月7日に区役所に行った時に、交通局の方が配っていたのだが、それを持ち帰って見たら、8日でホームページは締切、12日までははがきということだったのだが、中に入ってみたら、やはりPDFなので、なかなか音声に乗ってこないということで、意見の言いようがない。そういうところで全部決まってしまうこと自体が、バリアフリーの取組とはかけ離れているような気がする。このような会議や交通局のモニター部会がある中で、先に障がい者関係団体には、意見を言えるような場を設けていただきたかったと思う。それから、安全対策をやりますとおっしゃっているが、コスト削減となって、私自身、谷町九丁目から駅員に頼んで、自分の帰る駅まで頼むのだが、ところが、時間が遅くなると、駅員がいないから頼んでもらっては困ると言われたことがある。職員がたくさんいるから減らさないといけないということも聞いているが、決して各駅にたくさん人はいない。呼んでも出てこない駅がいくらでもあるので、これ以上減らされたら、視覚障がい者が単独で駅員に頼もうと思っても、それができないとなっては困るので、人員を減らしても、その確保ができるとは思えないのだが、どうだろうか？もう一つ、市バスだが、集客率とか、乗る人が少ないからといってその路線を減らされたら、乗客の少ないところで障がい者が乗り降りしようと思ったら、バス停留所に音声でピンポンと鳴るようにしているのだが、これも各駅に設置してくださいと要望しているのだが、全部できていない。人を減らす、バスを減らすのだったら、その辺も必ず確保していただきたい。

高橋委員：交通局のモニター部会に本部会員で出席している訳だが、残念ながら地下鉄・バスの民営化の議論はしないというか、意見を言っても実際に回答がない。その辺の議論抜きに、ホーム柵の問題など、こうなるのではないかと、推測だけで議論してきているというのが実態だ。本当は民営化してどう変わるのかということを含めた議論をしていく必要があると考える。来週の火曜日、丁度1週間先にモニター部会があるが、そこでもなんとなく民営化問題は避けてというか、言うのは勝手だが、回答はしないというニュアンスの会議になりそうだ。その辺をどこまでやるのかということも含めて、ぜひとも考えていただきたいというのが意見だ。

古田委員：あまり周知されていないという問題が皆さんから出されているが、こちらも、団体の応接での回答で、今日来ていただいているのは総務課ですね、事業管理課の回答は非常に後ろ向きだった。ホーム柵について、さまざまな課題や莫大な事業費を要することもあり、長期的な課題であるとかんがえている、と答えていて、何度やり取りしても、この文言を変えようとしめない。あとは、停車時間が長引いてしまうとか、難しいと言わんがための理由をあれこれ並べているような回答だ。これを見たら、難しい、もうやらないと

言われているのと、こちらとしては同じなのだが、その辺、総務課として、交通局各課にバリアフリーの問題をちゃんと周知して、意思統一していただきたいと思う。それと、障がい者団体への周知、議論を徹底していただきたいと思う。

木田課長：今、3名の委員から、大変厳しいご指摘を頂戴した。共通する点もあろうかと思うので、順番に説明させていただく。まず、意見を聞く場が短すぎるのではないかという指摘だが、本来、こういう重要な施策をする場合には、市の指針に則って、パブリックコメントの手法で市民の皆様であるとか関係の方の意見を頂戴する手続きをとるのがルールだと思うが、今回、民営化に関わるスケジュールの関係で、パブリックコメントをすると約30日間の募集期間が必要なことを考えると、30日を要するよりも、もう少し短期間にはなるのだが、ネットによるアンケートだとか、職員が主要な駅やターミナル、区役所にアンケート用紙をお持ちして、計画的に約3万枚のアンケート用紙を配布させていただいたが、より丁寧に、多くの方に知っていただいて、ご意見を頂戴しよう。そのうえで、今回提案している素案に対するどういう意見をいただけるのか。そういった点で、パブリックコメントだと、どうしてもそのホームページに入っていくという動きが必要になるのだが、そんなことをやっているご存じない人もいます。広く知っていただくという意味で、3万通のアンケートをさせていただいたところだ。それについても、本日を最終投函日とさせていただいて、その結果を、今回示している民営化の素案から案にする際に、皆様からいただいたご意見なりアンケートの結果を反映させていこうということで、決して今の素案が決定ということでもないし、今後、市会での議論も当然必要になってくる。交通事業という意味では、議会での3分の2の同意が必要であることから、今後、議会でも相当真摯な議論をいただく必要があると思っているので、今後も、さまざまな場を通じて皆様方からもご意見を頂戴したいと考えているところであるので、よろしくご理解いただきたい。

それと、民営化すると職員を省力化して、今よりもサービスが低下しないのかという指摘だったと思う。まず、駅職員にそういう失礼な対応があったら、遠慮なく私どもの方に連絡いただけたら、そんなことは決してあってはならないと考えているので、お手をかけて申し訳ないが、某かの手法をもって連絡をいただきたいと思うので、よろしく願います。なお、民営化になっても、お客様に対する安全、あるいはサービスというものは、むしろ、これまで以上にサービスの向上に努める必要があると思うので、これまでの勤務労働条件を見直すことによって、もっと機動的な、柔軟な勤務労働条件の対応も可能と考えているので、むしろ、民営化することによってサービスアップするという考え方で、現在、勤務ダイヤや要因についての見直しをしているところなので、今後、引き続きさまざまなご意見を頂戴したいと考えているので、この点についても、よろしくご理解をいただきたいと思う。

それから、高橋様から、来週、モニター部会でという話があった。確かに、来週、モニター部会を予定しているが、その場でも、今回提案している民営化素案に関するご意見を頂戴すると思っている。特に、ホーム柵の問題であるとか、エレベーター、エスカレーターの問題も出ようかと思っているので、いただいたご意見に対しては真摯にお答えするよ

う、局の方でも事前に打ち合わせをしているので、決して失礼のない対応をさせていただくので、忌憚のないご意見をその場でよろしくお願ひしたいと思う。

それから、古田委員から、事業管理課の回答が、私の言ったことと意思疎通できていないのかというお話だった。私も、本日この会議に臨むにあたって、事業管理課から報告を受けている。なぜそのような回答をするのかについては、私も、実は指導している。事業管理課というのは、まさしく事業部門の直接の担当のセクションであるので、やることについての方向性は変わってはいないけれども、やはり課題に直面している点から、どうしてもこういうように答えざるを得ないという立場もあって、決して嘘をついているというわけではないが、そういう課題があるというのも事実だ。

古田委員：これは、やはり正してください。やらないと言っているのと一緒だ。

木田課長：決してやらないということではない。先ほど申し上げたように、千日前線については26年、御堂筋線については31年よりも早くできないかということで、さまざまな手法を検討している。

古田委員：そういう回答に統一してください。

木田課長：それについては事業管理課と十分調整させていただいて、表現については訂正するように局内で調整させていただくので、決して誤っているということではないので、その点をご理解いただきたいと思っている。

三田座長：この話題で1時間ぐらい話すことも一つの方法かと思うが、いずれにしても、この委員会は、いろいろ計画を策定してなどという中には、全てに関わってくる。バリアフリーも社会参加も、地域移行も、いろいろなことに関わることなのだが、なかなか当事者の声が反映されない状況で進められてしまっているということがよくわかってしまったので、ちょっとがっかりかなあと思いつつも、けれども、やはり今の動きの中でどうやってチェックしていくのだろう、こういうところで議論すらできなくなってくるかもしれない、本当に不安もあるかなあと思っている。古田委員の資料が、まだ1しか終わっていないのだが、人にやさしいまちづくり。

高橋委員：それと、障害者総合支援法の中に難病が入るが、啓発の部分も含めて。

西端障害支援課長：4月から施行される障害者総合支援法の障がい福祉サービスに難病患者も対象範囲としてなっていくということで、今、国から聞いているのは、難治性疾患克服事業の130疾患と関節リウマチの方々が対象になっていくと聞いていて、趣旨が、制度の谷間を作らない、谷間のない支援を提供するという観点なので、対象となる方、サービスを必要とされる方が円滑に利用できるように努めていかなければならないと認識している。ただ、難病患者の方も、すでに身体障がい者手帳を取って障がい福祉サービスをご

利用になっている方も多いかと思うが、そうでない方、今、保健所で難病患者等居宅生活支援事業、ホームヘルプサービス、ショートステイ、それと日常生活用具のサービスだが、そういった事業を利用されている方もいる。その辺が、4月から障がい福祉サービスの対象になるということで、ご利用になっている方が途切れることなくサービスを利用しているだけだかといけないと思っていて、利用されている方への案内や、保健所が事業者に委託しているので、今度は指定を取ってもらわないといけないし、そういったことを鋭意準備を進めているところだ。また、先月、厚生労働省から、障がい程度区分認定の調査マニュアル、審査のマニュアルが出されたところなので、それを関係機関に周知徹底しているところで、きちんと4月に間に合う形で受け皿を作っていきたい。先ほど古田委員がおっしゃったとおり、今日、厚生労働省で自治体担当職員の説明会が開催されているところで、市町村の立場からは国に対してもっと早く具体的な制度設計を示してほしいと言っているのだが、今日、厚生労働省から示される内容も踏まえて、さらに急ピッチで取り組み、お知らせすべきところはきちんと市のホームページや区政だよりを活用して周知徹底したいと思っているので、よろしくお願いします。

中島課長：先ほど古田委員から市営交通の割引の話があった。先ほど交通局から敬老パスの継続の話があったが、障がい者の福祉割引についても、民営化された後も継続してまいりたいと考えている。

計画調整局・二宮担当係長：人にやさしいまちづくり整備要綱の関係だが、本日、ご意見を1点いただいた。要綱見直しに際して、民間住宅のバリアフリー整備対象、現状を鑑みて小規模化ということで、検討を進めていくかどうか、しかるべき見直し作業の中においても、対象建物の小規模化についても、実際このような意見があったことを担当に伝え、今後の検討の中に活かしてまいりたいと思うので、よろしくお願いします。

教育委員会事務局・岩本：ご指摘のあった特別支援教育補助員、教育活動支援員については、現在、補助員191名、教育活動支援員242名の配置をしている。この数値については、具体的内容をどこに盛り込むかは、検討させていただければと思う。それから、予算獲得に向けては、毎年、我々は必要性を十分認識しているところなので、増額の要望はしている。もう1点、医療的ケアの必要な子どもの件については、今年度も教員対象の研修は実施しており、来年度も実施し、看護師資格のある指導員からの校内研修というものも次年度もやっていく予定にしている。

古田委員：全国に先んじた取組なので、ぜひともよろしくお願いします。

井上委員：最初にこの支援計画を中心に、福祉計画は後の方でということによろしいのですね。（はい、一緒でもよい。）支援計画の関係で、3点。1点は成年後見人の関係だが、ここでは、6ページ、7ページのところで、研修したとか、市民後見人も46名だ。それに対して、相談件数が1,914件。相談をして、うまく後見人の方が適応できてきてい

るのか、あるいは、後期に向かって中間まとめの中で、どこが課題で、こうしていきたいみたいなものがなかったら、この数字だけを見ても、私はそんなにうまく進んでいるとは思っていない。だからこそ、地域生活支援事業の方に後見促進が入ったと思う。

二つ目は防災の関係で、何が具体的にどう進んだとというのがわかりにくい中間まとめになっている。私ども障連協がアンケートした内容では、要援護者マニュアルだとか、福祉避難所も障がい関係で29か所の指定ということで回答いただいている。ただ、回答の中でよくわからないのが、1次避難所において、災害が起こった時には、まず障がい者もみな1次避難所に行くわけだ。で、1次避難所から福祉避難所に移行していくという形になって、もちろん、福祉避難所も相当整備されなければいけないが、その1次避難所の要援護者対策というのは、どこまで進んでいるのかが、この文章を読んでも全くわからない。私どもの団体のアンケート結果でも、その辺があまり釈然としたものをいただけていない。だから、一番最初の窓口のところではまず避難できるかどうか。避難した先でちゃんと福祉避難所につながるのかどうかというと、相当命がけの問題なのだが、1次避難所はどうも曖昧模糊と。実は、他市は、1次避難所は運動場だからバリアフリーなど関係ないなんてばかげた回答をもらった市もあるのだが、大阪市はそんなことはないと思うが、その辺の具体的な進捗がよくわかるような内容のものを、やはり中間まとめということなので、後期に向かってどんな課題があるのかを明確にしていきたい。

三つ目が、障がい児の療育体制、保育所における保育事業の実施ということで、47ページにかなり保育所で障がい児を受け入れていくという仕組みが広がってきているのかなあと思うのだが、その一方で、本当に療育の問題はどうなっているのかというのが、実は、福祉計画の方でも児童デイサービスという項目でくくられているが、実際に放課後デイサービス事業はかなり増えてきているのは事実だと思うが、本当の意味で療育支援のできるような事業所が、一体どこにあるのかというのは、実は、原課もよくわからないのだということもおっしゃっている。逆に、保育所に行ったけれども、障がいについての受容がうまくいなくて、そこの中でトラブルになってしまっているというケースも急激に増えているということも、私どもは把握している。今度、子ども子育て支援システムもスタートしていくわけだから、障がい児のところは後期に向けてどういう課題があるのか、現状の中で整理していただくような作業を。要は、中間まとめで、何をやったみたいなことだけがあるのだが、現状をどう見ている、何が残されているのかというのがよくわからない部分が多かったので、最低限、今の3点について教えていただきたい。

石神課長代理：成年後見については、申請があれば、弁護士、社会福祉士、司法書士、家族、市民後見人が後見人になっていく、いろいろな方が後見人になっていくのだが、市民後見人の養成は19年度からやっていて、現在196名の養成が済んでいる。

井上委員：聞きたいのは、市民後見、市民後見というが、本当に障がい者の方はうまくいっているのかということだ。ニーズに合って、ちゃんと後見人は付けているのか。

石神課長代理：障がいの中でも難しい場合は、精神とかがあって病状が変わるという場合は、なかなか市民後見人では難しいという場合もあるが、知的の方に関しては市民後見人が受ける場合もある。

三田座長：一概に精神の方は大変だということも少し違うと思うが、市民後見人が196人就労したとしても、その中で動いているのは多分ほんの一握りだろう。

石神課長代理：今まで受任したのは70名ぐらいだ。まずは、みんな1回やっていただくということだ。

三田座長：それに比べて、相談件数が桁が違っていると井上委員が言っている。

石神課長代理：この中には高齢者も入っている。その中で、このうちと書いてあるのがこの件数だ。

三田座長：つまり、課題はどこにあるのかということで、まだまだ後見人の数が足りないとか、現実、この千何人のケースでも、もっと影にもいるかもしれない、相談にも乗らないような。

石神課長代理：後見人の制度があるという周知もしているし、今年度以降も市民後見人の養成はやっていく。

三田座長：宣言ではなくて、どこに課題があるのかをどう捉えているのかを、一言で。数が足りていないとか、質がどうだとか、研修のあり方とか。

石神課長代理：市民後見人については一般の方が多いので、市民後見センターが1件ずつフォローしながらやっているのだから、なかなか難しいケースについては、十分に広げていくというのは慎重にしている。

三田座長：市民後見人というよりも、成年後見制度がきちんとしているということがまず前提で、市民後見人というのがあるかと思う。

井上委員：そんなに簡単に、市民後見人を育てたら、障がい児、障がい者もうまくいくというものではないと私は思う。そこをどうしていくのかというのを具体的に課題にしないと、市民後見だけでいきますよという話ではないということが言いたかった。そういう認識はお持ちか？

石神課長代理：はい、認識はしている。

三田座長：ありがとうございます。続いて、福祉避難所について、いかがだろうか。

危機管理室・山内課長：福祉避難所について、1次的には収容避難所となっている、小中学校が多いのだが、学校施設の教室や保健室などを1次的な福祉避難室に指定していこうと考えている。そこで対応できないところは、福祉避難所という形で進めているところに、施設と協定を結んで、移動していく形をとろうと思っている。そういう収容避難所での福祉避難所の進捗状況は、確かにこの資料を見ていただいても全然わからないので申し訳ないのだが、基本的には、各地域で平成26年度までに避難所の開設訓練を全地域で行っていただこうと思っている。その中で、どの部屋を1次的な福祉避難室にする等を進めていこうということで、まだ、全自治体的な避難所開設訓練が進んでいない状況もあり、その中で、实际的に各地域でこの学校のこの部屋を具体的に施設に指定していこうというように計画していきたいと思う。今のところ、135の地域で開設訓練が終わっているところなので、その中でもまだきちっと場所が指定できていないということもあるので、平成26年度までにはそれも含めて指定してまいりたいと思っている。

井上委員：1次避難所の要援護者用マニュアルというのはあるのか？

山内課長：1次避難所は、あくまで一時的な…。

井上委員：それはわかっているが、そこにまずは逃げないといけないのだろう、要援護者も。その方たちへの対応を、1次避難所がどうするのかというマニュアルはあるのかと聞いている。

山内課長：1次避難所から収容避難所に行ってもらおうという形になっているが、一次避難所でどう対応するかというのは、マニュアルとしては…。(なかったら困るだろう。)基本的には、収容避難所に行っていて、そこから福祉避難所に行くか、収容避難所で生活ができるかを判断いただいて対応していく。1次避難所はあくまで一時的なものなので、基本的には、揺れがおさまったらすぐ収容避難所に行くとか、移動していただかないといけないので。

高橋委員：難病患者は、1次避難所に行けば、即、医療的ケアや薬品が必要だ。そうでなければ救われぬ。そこに何のマニュアルもないということになれば救われぬということを考えてほしい。1次避難所だから何もいらぬということではないだろう。

三田座長：まだ、マニュアルがあるともないとも言っていないが、ないということでのいいのか。

山内課長：全体的に、1次避難所ですらどうするかという文言にしたものは今のところ持っていないので、今、ご要望を聞いた。

三田座長：ニーズがあるということがわかっていただければいいかなと思う。

山内課長：難病の方も、すぐに食事の問題にしても、医薬品の問題にしても、いろいろなことをお聞きしているのです。

三田座長：よくおわかりになっているわけですね。そうすれば、作っていただければ心強いと思う。もう一つ、療育、よろしく願います。

こども青少年局・谷口課長：障がい児保育に関わるお話ということで、私は公立保育所の担当をしているところだが、保育所においては障がいのある子もない子も共に育つということで保育をしているわけだが、障がいのある子については生活支援という意味で積極的に受け入れているところである。保護者と連携しながら、子ども個別の支援計画を立てながら、保育所生活をしつつ、小学校と連携しながらつないでいくということで、今現在やっているところである。一方で、特に今、発達障がいのケースなどあるが、3歳ぐらいで障がいというのが顕著になってくるということで、低年齢児ではなかなか現れてこないという実態もある。そんな中で、保護者としても、自分の子が障がいであるということをなかなか認めたい保護者も結構いて、現在、民間保育所において、障がい児保育で補助金が出るのは、認定された方、手帳とか、医療機関で診断書をもらっていただいた方に対して、障がい児加算という形での人件費補助が出るわけだが、なかなか認めたくないという保護者については、保育所から、子育て支援室と連携しながら、関係機関への相談へ誘導していくというようなこともやっている。一方で、先ほどの交通局の民営化が話題になったが、公立保育所、大阪市立の幼稚園についても、これから基本的には民間移管という民営化が市政改革の方針として決まっている。そういうことで、民間園においては障がい児受け入れが、積極的に受け入れられているところと少し低調なところが見受けられるので、市の責務として、受け入れが低調なところについては積極的に受け入れていただくよう形を、実習、研修、講師派遣などの手立てをして今後進めていこうと考えているところだ。今現状、公立保育所としては、こういう施策で進めている。

井上委員：公立保育所はうまくいっているという認識なのですね？問題ないと。

谷口課長：私どもは、精一杯やらせていただいている。問題ないとは言わないが。

井上委員：別に、当局の方々がどうしている、こうしているということを言っているのではなくて、何が問題なのか一緒に明らかにして、後期に向けてどうしようかということ議論するのがここの場だと思う。そのことを聞いているので、その辺の認識はどうか？（別に、対立している訳ではない。）

三田座長：さっきの、手帳も診断もないけれども、保育で非常に課題を抱えたお子さんがたくさんいるだろう、そういう人たちを医療機関に誘導と、それだけでもすごく大きな課題があったりしているが。

山梨委員：避難所の問題だが、1次避難所とあるが避難所に行けないような障がいを持っている人はどういう対策をとるのかというと、全然出てこない。車いすに乗っている人、視覚障がいの人で誘導してもらえない人に対する考えは何も出てこない。この辺はどう考えてくれているのか、お願いしたい。

山内課長：実際に大地震が起きた時の対応であるが、いわゆる公助は機能しない。区役所の職員も、市の職員も、それぞれのところに駆けつけてという前に、まず1次的な混乱のところから始まるので、自助・共助で、地域で要援護者の方を避難所に案内していただくとか、日常の見守り活動も必要だし、その中で要援護者の方を安全に避難させるのが共助ということで、共に助け合っていて、安全に避難していただくということで我々は進めている。

三田座長：私たちはこうやりますという宣言とか、こちらに責められて防戦一方みたいなのはどうでもいい。要するに、それについて、課題とか、こうやっているとか、一言でないか？一生懸命やられているのはわかっているのだが。

山内課長：課題というのは、地域で援護を必要とされる方を把握することが、個人情報問題でも課題になっている。そこを突破していかないと、なかなか地域の方が手を差し伸べようと思っても、できない。そこが一つ大きな課題だ。

三田座長：それについて何かをやっているとか、これからやろうとするというのは？

山内課長：我々も、災害時の要援護者、支援が必要な方の名簿というのをどうやって作っていかうか、それを地域にどうやって提供していくかが非常に課題だ。

辻副座長：府の場合は、各市町村に、町会ごとで避難訓練をやっているが、そういうことは大阪市はしているのか？

山内課長：地域で避難訓練をしていただいている。

辻副座長：それは、当然障がいのある方も入れてやっているわけですね？

山内課長：地域の中で高齢者の方、障がいの方もおられるし。今、よくやってもらっている図上訓練の中で、どこにこういう援護の必要な方がいるかどうかということを自分たちで確認していただきたいというような訓練もやっている。

古田委員：障がい者の問題を把握して、もう一回対策を考え直した方がいいのではないか。

福田委員：名簿なのだが、独居老人の方だったら、消防署と民生委員にそういったお知らせをいただいているのだが、障がい者の方はたくさんいて、そこまで民生委員が回ることができないということもあって、そういうことはやっていない。これから、発達障がいなどでは、先ほど言われたとおり、なかなか避難場所に行けない人もいらっしゃることで、自動車の中などでいる方もいらっしゃるの、やはり地域に名簿ができるように努力していく、私たちもそれをお願いしていかなくてはいけないと思っている。私は西区に住んでいるのだが、西区のアクションプランの中でそういった話をしようということで始めているのだが、お力添えいただければありがたいと思う。よろしく願います。

三田座長：あまり変わってなくて、親がどうにかしてくれとか、出てこない子についてはこちらは知らないという現実が多分あるのではないか。それを、この時期にどうするかという一歩が見えるか見えないかということで、皆さんじりじりしながらお聞きしたのだと思う。

木村委員：資料1の7ページ、入院患者の権利擁護のところ、精神医療オンブズマン制度を推進するというになっているが、実際にどれだけどうことがやられているのか具体的に公表されているのか、その辺が聞きたいというのが1点だ。

15ページと16ページの関係で、一つは出かけるチーム精神保健相談の件だが、具体的にチーム編成がどのようにされて、延べ177件となっているが、成果がどのようにしているのか。特に精神の場合は、なかなか医療機関につながらない、本人が病識がなく医療機関に行かず、家族が困惑しているケースも非常に多いので、家庭訪問、出かけて医療なり相談に来てくれるというのは、これからの課題もあるので、この辺のところをお聞きたい。

15ページと16ページに関連するのだが、地域における相談の充実の中の相談者の育成の研修のところ、当事者またはその家族が地域においてとあるが、この中で身体と知的の方は入っているのだが、精神が入っていないのはどうしてなのか。精神障がい者の家族の相談というのは非常に大切だ。なおかつ、家族が家族の相談をやるピア相談というのは、家族にとって、話すことによって気持ちが落ち着くというところがあるので、この辺の相談員の関係を、精神の方も入れてほしいというのがある。どうして精神が漏れているのか？

地域移行の問題は古田委員の意見書の中にも出ているが、精神が進んでいない。これにはいろいろな理由があるが、それをどう考えて、これからどうしていこうとしているのか。精神障がい者も病院から地域へというのが方針としてあるので、その辺をどう考えているのか。

16 ページの医療費助成の問題だが、これは、いわゆる障がい間格差の問題で、精神障がいだけが、いわゆる精神科医療が自立医療の方で医療費が無料になっているが、精神科以外の受診についてはいまだに3割負担で、「国にも」と書いてあるが、各自治体でできる、健康保険はそれぞれ自治体単位だと思う。大阪府下でも、一つの自治体が医療費を3障がい一緒の取組でやっていると聞いているので、市としても、ぜひその方向で取り組んでいただきたい。

こころの健康センター・松本課長：オンブズマン制度だが、かなり一生懸命活躍している。前にこちらの委員であった山本深雪さんが中心になって、大阪府の方でも議論されていて、各病院を障がいを持った方が回っておられ、かなり効果を出していると思っている。

三田座長：公的なあれは、療育サポーター制度というので、ちょっとだけ出ているだけか？

松本課長：大阪府と市で委託をして、オンブズマンの方に回っていただいているという形でさせていただいている。かなり活動されていると私は思っている。やはり、当事者の目から見ただけということ是非常に必要であると思っている。

出かけるチームについては、177件と書いているが、こころの健康センターがバックアップして、地域保健活動で保健師がよく実際に出かけて行って、家庭などに行って相談を受けたりということもあるが、こころの健康センターでは、ドクターと臨床心理士と保健師がチームを組んで、私たち事務も行くことがあるが、実際に困っている家庭に出かけて行ってということで、これは大阪府のこころの健康センターではやっておらず、市のこころの健康センターではできた当時から率先して取り組んでいるような取組だ。

相談が載っていないということだったが、下の方に10番で家族教室というのがあって、ここに精神保健の相談が載っている。全くしていないということではなくて、各区の保健福祉センターで精神保健相談員がいるので、精神相談を入れているのだが、家族教室の中で取組をしたりしているので、記述の方法は考えさせて、相談させていただく。やっていないことはないので、やっているのでも、表現の仕方を相談させていただく。

地域移行はなかなか、精神障がい者の場合は長年、20年、30年入院されている方がいるので、私どもも取り組んでいるのだが、進まないというのが現状で、今年からは手法が変わって、24年度、障がい福祉サービスの方になったので、今まで九つの地域活動支援センターで取り組んでいたのだが、それが広まったということもあるし、掘り起こしというのをこころの健康センターでやっていかないといけないと思っているので、そちらの方を次年度から力を入れて、今年度からでも力を入れていきたいと思っているので、よろしく願います。

最後に、医療費については、毎年というか、ずっと要望をいただいているが、なかなか難しい課題で、精神の場合は通院医療ということで入院と精神疾患以外の部分については自立支援医療では見れていないという課題があり、昔から要望をうかがっているのでも、た

だ、自治体の中でも取り組んでいる自治体があるとうかがっているが、大阪市ぐらい大きくなると、あまりないと思う。これは大きな医療の課題だと思うので、時間を。

中島課長：古田委員からも、精神とあわせて、施設からの地域移行ということで、これも重要な課題と考えている。相談支援のところはまだまだ技術性が上がっていないという意見も出てこようと思うが、我々もここに書いているように、促進策についてはいろいろとご意見をいただきながら検討していきたいと考えている。

三田座長：その後、古田委員から、グループホーム、訪問系、日中活動という課題が上がっているが、こちらがそろっていかなければ、それは、地域移行も進まないなあという、明らかな話だが。

古田委員：地域移行は知的、身体、個別給付化されても、9件だけということで、一般相談支援への働きかけも含めて研修などをお願いする。市営住宅のグループホームは16箇所そのままなので、どういう促進策を打たれているのか教えていただきたい。訪問系は、行動援護は達成率が低いので、前から二人介護や時間数拡大をしようという話があったので、それについて検討いただきたい。日中活動がばらつきが大きくて、促進策の検討を。指定相談は、今まで、751件の第2期計画に比べて、今回からの第3期計画では4,660件で算定されていたと思うので、6倍を見越している。とても達成できるとは思えない。数値目標の立て方なのだが、委託相談支援事業の箇所数などは書いても仕方ないから、指定相談事業所の数や専門員の数値目標をちゃんと設定して、確実に基盤整備ができるような方向を打ち出してもらいたい、次期計画では、それまでにできるのだったら、お願いする。それから、移動支援は、同行援護に移るということで、その人たちをどけて低く数値目標を設定してしまったので、現在でも第3期目標、26年度目標を達成しているのではないかと思うので、その辺を教えてほしい。それから、地活センターがだんだん減ってきており、新設枠がないから、それは減るだろうと思うので、新設枠を検討していただきたい。

西端課長：グループホームについては、障がいのある方々の地域の中の住まいということで認識しており、整備に関わっては、施設整備の助成の制度を実施するとともに、市営住宅については、グループホームを運営している法人から市営住宅の利用についての意向調査というか、ニーズをお聞きし、それを福祉局障害支援課で整理して市営住宅を管理している都市整備局に伝え、都市整備局でも検討していただいて、マッチング、調整をしていくということをさせていただいているが、今年も3件のニーズがあり、1件どうにかマッチングして準備を進めている最中だ。引き続き、地道になるが、そういった取組を進めていきたいと考えている。

訪問系サービスだが、確かに重度訪問介護と行動援護は目標数値を下回っている。ただ、目標値に達しないということは確かなのだが、着実に利用していただく方、サービス量は拡大してきているので、計画に達しえない要因はきちんと精査していかなければいけない。例えば、24年度からだと、行動援護の利用対象者の要件が緩和されてきていることがあ

る。また、事業報酬の改定があるので、安定的な運営ができるような基盤作りが進められている状況にある。そういった状況を見ながら、また、国に言うべきところは言いながら、国の制度になるので、いろいろお声を聞きながら取り組んでいきたいと思っている。

日中活動系サービスなのだが、確かに自立訓練（生活訓練）と就労移行支援が目標値から低い状況にあるが、自立訓練（生活訓練）については、丁度移行期だったので、精神障がい者社会復帰施設や通勤寮等からの移行を見込んでいたが、自立訓練（生活訓練）というよりは生活介護やケアホームに移行が進んでいる状況の中でこういう状況になっている。また、就労移行支援については、国の方で、福祉施設利用者のおおむね2割ぐらいを就労移行支援のサービスに乗せていきたいという大きな理念があり、それに即した目標を立てたのだが、なかなか取組が難しいというところもあり、もう少し地に足の着いた目標を立てて取り組んでいかないといけないかなと考えているところだ。

中島課長：相談支援について、後ほどまた資料の中で説明させていただきたいと思うが、事業所数が伸び悩んでいる状況にあるが、それに向けてどうしていくかについては、事業者にもアンケートを取り、課題整理しているので、後ほど資料の中で説明したいと思う。

古田委員：数値目標の考え方を聞いている。見直したらどうか？

中島課長：計画の数値については、中間年には見直しを考えていきたいと思っているが、国の指針に基づいて作っているのだから、今後の国の動向を見ながら検討したいと思う。

井上委員：児童デイサービスはなくなってしまっている数字だとか、先ほどもあった、今年の4月から重度訪問介護の対象者が広がるとか、制度変更に伴って、中間年でそういう目標を見直すという考え方はあるということでしょうか？

中島課長：必要に応じて見直していきたいと思っている。

三田座長：ありがとうございました。もっといろいろ議論したいのはやまやまなのだが、あと15分で、あと四つ、五つやらないといけない。申し訳ない、不十分ではあるが、議題3に移らせていただきたいと思う。

【議題4について】

中島課長：（資料3により説明）

三田座長：ぜひこれは確認したいとか、よろしいだろうか。具体的な内容はワーキングで、今日の議論も実はそこにも通じることだったので、今までの議論は必要だったろうと思うのだが、これから、もう来年度になってしまうが、動き出すということで、了承して

いただいたということでもよろしいだろうか。ありがとうございました。そうしたら、議題5の報告をお願いしたいと思う。

【議題5について】

中島課長：（資料4により説明）

三田座長：古田委員からいくつか出ているが、時間がないので、かいつまんで私の方で申し訳ない。この間、昨年度も地活センターとの関係で随分いろいろな議論をしてきたのだと思うが、今後、指定相談支援事業所が増えるために、区の相談支援センターがバックアップに回ると言われてきたが、そうはなっていないことについて、どう認識しているかということと、自立支援協議会の位置づけとか、連携はどうかということと、やはり基幹相談支援センターがなかなか機能しているのかよくわからない。それと、やはり大きいのは、報酬が低くて相談支援に手を挙げないという現状の中で、今後、急激に増えるとは思えない。本当に的確に問題を書いていただいていると思うのだが、それについてはいかがだろうか。

中島課長：各委託相談支援事業所に対するバックアップとして、本来、基幹相談が機能すべきということで、なかなか機能していないというご意見も我々のところにも入っているのだが、それぞれの24か所のセンターに集まっていた場も設けながら、ケース検討をしながらこれから進めていきたいと思っているが、まだまだ課題もあるかと思っているので、それについては基幹でも認識していただいて、課題解決をしていきたいと思っている。今、具体的にこうするというのは、申し訳ないが。

古田委員：去年、随分議論してきて、相談支援センターが公募になって、地活センターは相談から外されて、それで指定が増えると言われたが、指定が増えない。それに対して、もう1年間、手をこまねいてきたと言わざるを得ないし、基幹センターについても、ここは個別の相談に乗らない、連絡先も公開していない、こんな基幹センターは全国どこにもない。だから、自ら個別の相談に乗り、専門性を発揮しないといけないという位置づけなのだから、困難ケースや虐待ケースもしっかり関わるように。市では、国の言う基幹センターの機能は、今の市の基幹センターと相談支援センターがあわせもって果たすと説明しているみたいな、勝手な説明を大阪市がしているという風に聞く。それなら、今の基幹センターはいらない。その4千万がどう使われているか知らないが、千2、3百万で頑張っている相談支援センターが、もっと人員を増やせるように、基幹センターをなくしてでも、体制強化をしてもらいたいと思う。ちゃんと基幹センターをしっかり機能させて安定させていくということを、早く考えていただきたい。

中島課長：相談支援の体制について、今、古田委員から指摘もあったので、地域の相談センターが機能できるようなことで考えていきたいと思っている。（具体策を、また。）また、ご意見をいただきたいと思う。

三田座長：大きな問題なのだが、時間がなくて、大変申し訳ない。ただ、最後の資料で、地域移行支援におけるコーディネート機能についてと書いて、図解で示しているのだが、本当にこのとおりになっているのだろうか。（これは、機能していない。）地域移行がこれからどうなるかだけでなく、やはり地域で相談というものが、この1年間ぐらい、かなり課題があるのかなという状況で、私も感じている。ありがとうございました。よろしいだろうか、ご意見があれば、また個別にいただければと思うのだが。続いて、議題の6についてお願いします。

【議題6、議題7について】

中島課長：（資料5から資料8により説明）

井上委員：1点は虐待防止の関係だが、専門家チーム、大阪弁護士会とか社会福祉士会にも専門相談ができるようにしていくということなのだが、通常、厚労省がモデルで出しているのは、コアメンバー以外に専門家チームというのを併設する形になっているのだが、あえてそういう形にしていないのは、理由を聞かせていただきたい。それと、新規事業の関係で、区長マネジメントというものの考え方がよくわからない。例えば、この新しい事業で、乳幼児発達相談体制の強化事業と発達障がいサポート事業というのは、区長によるマネジメントで、区長が判断したらよいという事業なのですね。局と区長の権限はどういう関係になっているのか、最近よくわからなくて、最近では区長の方が偉いのだという話もよく聞く。局が何を言っても、区長が判断するのだという。そんなばらつきを出していいものなのか、その辺を聞かせていただきたい。

石神課長代理：虐待については、専門相談というのをやっていて、区から相談があれば専門家チームが出向いて、弁護士とか社会福祉士、それからうちの福祉職や保健師と一緒に考えることをやっている。コアメンバー会議への出席の要請がもしあれば、行かせていただいている。（それは区の判断か？）まず、養護者による相談の場合は区が行うので、区で判断できないとか、処遇困難事例であれば、うちに要請が来て、うちから出向いて行くということをやっている。

三田座長：内容によってということですね。ありがとうございます。もう一つ、区長云々は。

河合課長：発達障がい者支援施策の再構築について庁内検討している過程で、この二つの事業についてはこども青少年局と教育委員会事務局がそれぞれこういう施策をやりたいということで提案したのだが、市長から、一律にこういうやり方で押し付けるのではなく、24区の実情に応じたバリエーションを付けられるようにせよとのことで、これは一律に決めずに、ただ、バラバラにするのではなくて、ここは最低限やってくださいというミッションみたいなものは決めて、その中で、人の雇い方など柔軟性を持ってすることができるということで、今回は構築している。

三田座長：区長がそれをできるかどうかは、ちょっと質問をしたいところだが、区の特性を生かすために区長によるマネジメントがスタートしたというわけなのですね。（なぜ二つだけなのかもよくわからない。） そうだ、たくさん聞きたいこともあるのだが。そうしたら、本当に走って申し訳ない、その他があれば、事務局から願います。

中島課長：その他について、時間があれば総合支援法の説明をする予定だったのだが、もう時間もないので、ご一読いただければと思う。先ほど申した、来年度から改めて計画に向けた調査を実施してまいりますので、ワーキングにご参加いただく委員の皆様方には、引き続きお願いしたいと思う。

木村委員：参考資料2の新しい総合支援法、自立支援協議会との関係で、大阪市は各区の協議会に任せていると伺ったが、その各区の自立支援協議会の構成員の中に当事者、家族が入っていない。やはり当事者、家族の意見を聞かない自立支援協議会というのもどうなのかと思うので、各区のところから当事者、家族に働きかけをして、構成員の中に入れてほしいと思う。

三田座長：区によっては入っているところもあり、ばらつきがあったり、当事者でも障がいごとに偏っている場合があったりということで、これは協議会の課題だと思う。私が覚えておいて、協議会で発言したいと思う。

辻副座長：バスや地下鉄の民営化で一つだけお願いしたいのだが、例えば、バスに関しては、これまで、地下鉄が運休したり何か事故が起こった時には、代行サービスをやってきた。今回、東京で大雪が降った時には、あれだけ大変なことになって、車いすの人たちがほったらかしにされて、凍えて、大変な思いをした人がたくさんいるのだが、市民に対するリスク管理ということで、特に大阪市はターミナル都市であるから、ほかから来られる方もたくさんいる。そういった時のためのリスク管理というものをきちっと考えておいてほしいと思っている。市長は、目前のことは一生懸命課題を考えられるのだが、リスクといったところへあまりご案内がなく、余分なことだと思っているところがあるので、その辺りは、ほかのことも含めて、十分考えておいてください。障がい者施策というものはそういうものなので、よろしく願います。

三田座長：どなたも答えられないと思うが、本当に命に関わることで大事なこと、もっと議論したかったのだが、12分過ぎてしまい、全然発現されなかった方には大変失礼した。今日、今年度第1回だったのだが、部会を終わりにしたいと思う。

中島課長：皆様方には、長時間にわたり熱心なご審議、ありがとうございました。十分な回答ができなかったところもあろうかと思うが、本日いただいたご意見を踏まえて、障がい者福祉を進めてまいりたいと思っている。また、次年度から27年度に向けた新たな計画に向けての取組も進めてまいりたいと思っている。総合支援法がこの4月から施行ということであるが、そういった状況の変化にも的確に対応できるよう進めてまいりたいと思っているので、委員の皆様方には、引き続きご協力いただくようお願い申し上げて、終わらせていただく。本日はありがとうございました。

古松係長：これをもって、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。